

安全保障理事会決議八一四(対ソマリア 関係)(抄)

採 択 一九九三年三月二六日安保理第三二八四回(合)

安全保障理事会は、
(中略)
ソマリアの状況は依然として地域の平和と安全を脅かすものであるとの決定を行つて、

A

一三(略)
四 事務総長に対し、事務総長特別代表を通じて、また適当と認める場合には国連の関係団体、部局、専門機関の支援を受けつつ、一九九三年三月三日の事務総長報告に定める勧告に従つて、ソマリアの政治制度及び経済の回復並びに政治的解決及び国民的和解の促進のため、ソマリア人民にとくに以下のものを含む人道的其他の援助を与えるよう要請する。(後略)

B

国際連合憲章第七章に基づいて行動して、
五 一九九二年三月三日の事務総長報告第五六一八八節に定める勧告及び本決議の条文に従つて、UNOSOM(国連ソマリア行動)の規模と任務を拡大することを決定する。
六一(一)(略)

二 事務総長に対し、適当な場合にはUNOSOM II(第二次国連ソマリア活動)を活用し、重大な不安定が続いているために地域の平和と安全が脅かされている地方にとくに注意を払いつつ、難民の帰還及び避難民の再定住を支援するため安全を確保するよう要請する。

一三 運動体及び党派を含むソマリアのすべての当事者に対し、一切の国際人法の違反を直ちに停止するよう再度要求し、そうした違反行為の責任者は個人として責任を問われることを再確認する。

一四 事務総長に対し、事務総長特別代表を通じて、ソマリア各

地の特殊事情を考慮に入れつつ、一九九三年三月三日の事務総長報告に記された勧告に従つて迅速に、ソマリア全土の安全な環境を強化、拡大及び維持する責任を持つUNOSOM II部隊司令官を指揮し、これに関連してUNITAF統一タスクフォースからUNOSOM IIへの迅速、円滑かつ段階的な移行を実現するよう要請する。

C

二〇 この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

[注]

本決議第五項で触れられている一九九三年三月三日の事務総長報告第五六一八八節の主要部分は、次の通りである。

第五七節 (前略)UNOSOM IIの任務は以下の軍事的任務を含むことになるだろう。

(a) すべての党派が停戦及び彼らが合意した他の取極、とくに一九九三年一月のアディス・アベバの合意を遵守するよう、監視すること。
(b) 暴力の再発を防止し、かつ必要な場合には、停戦に違反しあるいは違反するおそれのあるいかなる党派に対しても適当な措置をとること。
(c) 国際管理の下におかれるべき組織的党派の重火器を、それらを最終的に破壊するか新設される国軍に移管されるまでの間管理すること。

(d) すべての非合法武装勢力の小火器を没収し、さらにそれらの武器の登録及び保管を支援すること。
(e) 人道救援物資の配布に必要とされる港、空港及び通信線の安全を確保すること。

(f) 以下の点に責任を持ち得る新たなソマリア警察に移管されるまでの間、必要に応じて、国際連合及びその機関、赤十字国際委員会並びにNGOの要員、設備及び装備を保護し、かつそれらの資材と要員を攻撃し、又は攻撃するおそれのあるすべての武装勢力を無力化するのに必要とされるべき強制行動をとること。

(g) (i)

第五八節 (前略)UNOSOM IIは、国際憲章第七章下の強制力を

付与されなければ以上の任務を遂行することはできないだろう。第六三節 武装解除過程は、実効的なものであるためには強制的なものとして行われなければならない。(後略)

第七九節 UNOSOM IIの軍事行動は、四段階に分けて遂行される。

- 第一段階 UNITAFからの移行
- 第二段階 安全の強化と拡大
- 第三段階 文民機構への移行
- 第四段階 部隊の撤退 (後略)

